

西武信用金庫取引先への「表敬状」発行及び交付のお知らせ

表題の件、本年8月1日（火）より、西武信用金庫理事長名による「表敬状」の発行及び交付が開始されますのでご案内申し上げます。

この制度は、次の条件及び手順で西武信用金庫取引先に対して、発行・交付されます。

発行条件

- ①記帳適時性証明書の写しを当方に提出し、◎が3年間で30個以上あること。
- ②「中小会計要領チェックリスト」に準拠し、当方に写しを提出していること。
- ③税務申告時に税理士法第33条の2の添付書面を提出し、当方に第9号様式表紙の写しを提出していること。

発行手順

- ①該当企業がある場合、支店とTKC会員事務所が事前の申し合わせを行う。
- ②支店より、「表敬状発行依頼書」を本部（法人推進部）へ送付する。
- ③本部は内容を確認の上、TKC東京都心会事務局へ送付する。
- ④TKC東京都心会事務局は、表敬状を作成し、支店に送付する。
- ⑤支店は、TKC会員事務所とともに、表敬状を贈呈する。

☆8月1日に西武信用金庫本部から
各支店に次のように案内されています☆

- ・TKCの会計システムにより信頼性の高い決算書類を提出する企業に対し理事長名で表敬状を贈呈します。
- ・発行条件の説明。
- ・発行手順の説明。
- ・贈呈した企業には「モニタリング情報サービス」を案内してください。
- ・表敬状発行先には今後ほかの支援策も講じていきます。

お問い合わせ先：

TKC東京都心会事務局まで

TEL：03（3269）6061

